

施策名 環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）の整備運用

基本計画
該当箇所 3. (4)

各種計画
との連携

施策概要
(背景・目的)

環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）は、各都道府県等から提供された速報値を、インターネット上で公表し、利用者が必要な情報を容易にかつ確実に入手できるようにするため、環境省が開設・運営しているものである。

環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）には、測定時報値、光化学オキシダント注意報・警報発令状況、測定局一覧、測定局配置図、測定局検索、データ収集状況等を掲載している。今後、サイトの更新等を行うこととしている。



施策目標 大気汚染等の環境データを逐次更新し、情報発信する。

工程表
(各年度の
取り組み)

- H24
- H25
- H26
- H27
- H28

継続してホームページにより情報を提供

施策の
効果

大気汚染常時監視データをリアルタイムで情報提供することにより、大気環境に対する安心・安全を確保するとともに健康被害を未然に防止する。

施策の成果
の公表

<http://soramame.taiki.go.jp>

担当府省 環境省

所属・役職
連絡先 (TEL)

水・大気環境局 大気環境課 調査係
03-3581-3351 (内線：6538)

施策名 環境省花粉観測システム（はなこさん）の整備運用

基本計画
該当箇所 3. (4)

各種計画
との連携

環境省花粉観測システム（はなこさん）は、各都道府県に設置されている花粉自動測定器により計測された1時間平均の花粉数（個/m³）をインターネット上で公表し、利用者が必要な情報を容易にかつ確実に入手できるようにするため、環境省が開設・運営しているものである。

環境省花粉観測システム（はなこさん）には、測定時報値、測定局配置図、システムの概要、花粉ライブラリ等を掲載している。

今後、サイトの更新等を行うこととしている。

施策概要
（背景・目的）



施策目標 花粉等の環境データを逐次更新し、情報発信する。

工程表
（各年度の
取り組み）



施策の
効果 花粉飛散データをリアルタイムで情報提供することにより、健康被害を未然に防止する。

施策の成果
の公表 <http://kafun.taiki.go.jp>

担当府省 環境省

所属・役職
連絡先 (TEL) 水・大気環境局 大気環境課 調査係
03-3581-3351 (内線：6538)

施策名 PRTRデータ地図上表示システムの運用

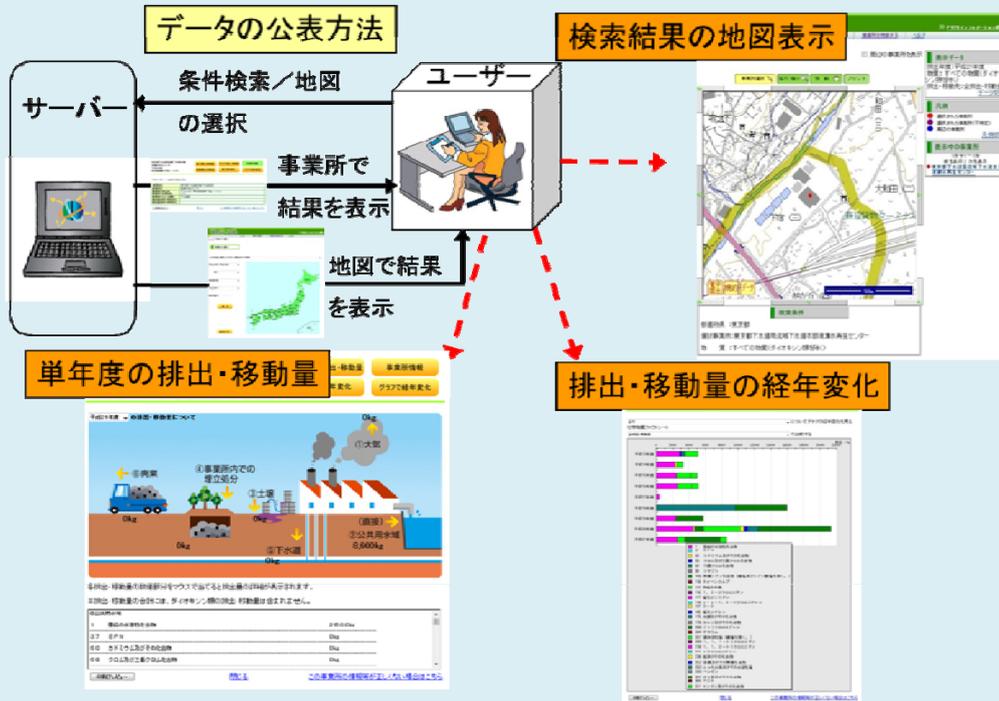
基本計画
該当箇所 3. (4)

各種計画
との連携

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に基づき、国は、毎年度、届出対象化学物質（PRTRデータ）を公表・開示することとされている。公表にあたっては、事業者や国民によるデータの利用促進のため、PRTRデータを分かりやすい形で公表する必要がある。「PRTRデータ地図上表示システム」は、届出事業所情報を地図上に表示し、個別事業所のPRTR届出対象データの環境への排出量・移動量を視覚的に分かりやすく表示しようとしている。また、利用促進のために届出事業所などの検索を地図情報と連動して、視覚的に検索できるようにしている。

今後、届出対象事業者の追加や届出対象物質の変更に伴うデータの更新や届出内容の情報追加に対応するため、データ表示方法の改良などを行っていく。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 PRTR制度に基づき、届出対象化学物質の排出量及び移動量等の個別事業所単位に届出されるPRTRデータを毎年度届出情報を基に更新する。

工程表 (各年度の 取り組み)	H24	廃棄物処理方法等の項目追加と情報検索機能の整備	
	H25	情報の整備・更新	提供システムの改良
	H26	排出源情報の表示方法の検討	提供システムの改良
	H27	情報の整備・更新	提供システムの改良
	H28	情報の整備・更新	提供システムの改良

施策の効果 化学物質に対する情報を国民にわかりやすくまた利用しやすいように提供し地域における化学物質に対するリスク低減が期待され、誰もが安全で安心な社会の実現に貢献できる。

施策の成果の公表 <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/simple1.php>

担当府省 環境省 所属・役職 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課 化学物質情報係長 連絡先 (TEL) 03-3581-3351 (内線：6356)

施策名 生活環境情報総合管理システムの運営

基本計画 3. (4) 各種計画との連携

施策概要 (背景・目的)

環境省では毎年、振動規制法・騒音規制法・悪臭防止法の施行状況調査を行っている。地方公共団体の担当者が生活環境情報システムにアクセスし、施行データ等をオンラインで入力し、報告することとしている。確定したデータは生活環境情報システムに蓄積されるため、地方公共団体の担当者は各地方公共団体の入力データを閲覧することができる。

また、環境GISの生活環境情報サイトの地図上に調査結果を反映させ、一般の方に向けて公表している。システムを用いることで作業効率が上がり、手作業による人的ミスを軽減することができる。

施策目標 システムの運用を引き続き行う。

工程表 (各年度の 取り組み)	H24	生活環境情報総合管理システムの改良、運用
	H25	生活環境情報総合管理システムの運用
	H26	生活環境情報総合管理システムの運用
	H27	生活環境情報総合管理システムの運用
	H28	生活環境情報総合管理システムの運用

施策の効果 本施策により国民にわかりやすく利用しやすい情報が提供される。

施策の成果の公表 <http://envgis.nies.go.jp/life/>

担当府省 環境省 所属・役職 水・大気環境局 大気環境課 大気生活環境室 臭気対策係 連絡先 (TEL) 03-5521-8299 (内線：6545)

施策名 水質関連システム運営

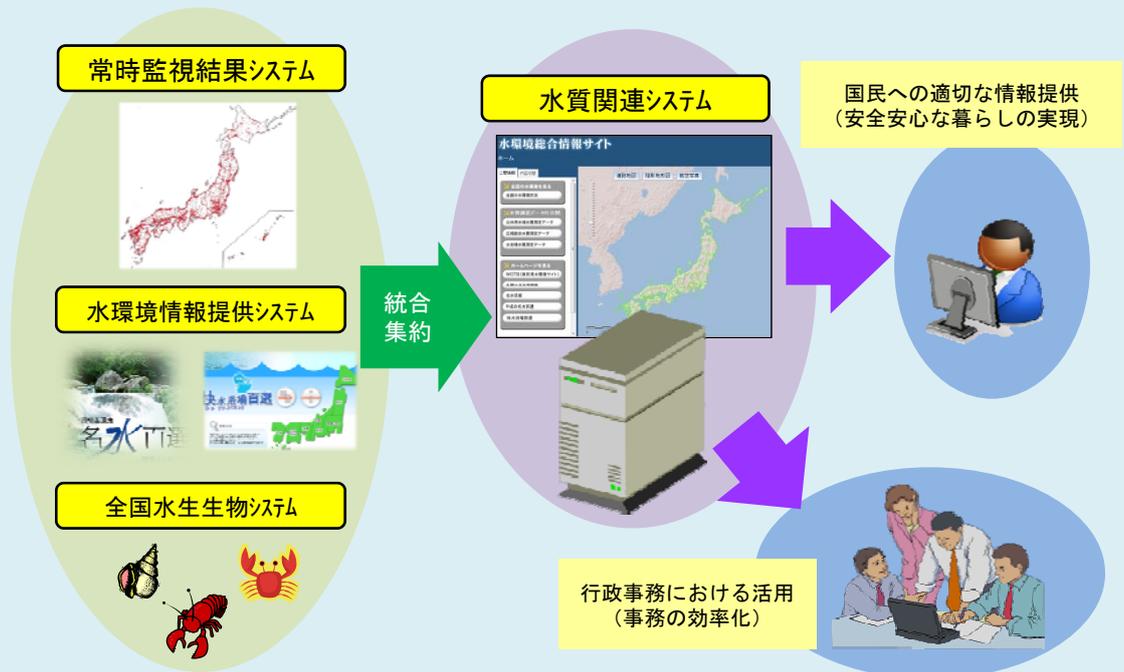
基本計画該当箇所 3. (4) 各種計画との連携

我が国の水質の状況は、水質汚濁防止法に基づき、都道府県等が水質の常時監視を行うことによって把握されており、その常時監視の結果は、毎年、環境省に報告されている。また、環境省では、この常時監視結果を含む水環境に関する情報（名水百選、快水浴場百選、水生生物調査結果等）を、ホームページでわかりやすく提供している。

これまでに構築されてきた水質関連システム「都道府県から常時監視結果を収集するシステム」、「広く国民に水環境情報を提供するシステム」及び「全国水生生物を調査するシステム」を、平成23年度に国庫債務負担行為で、継続して円滑に運用するためにシステム移行（保守・管理業者の引き継ぎ）、ハードウェア・ソフトウェアの更新を行うとともに、水質関連の各システムを一括して運営を行うために集約・改修を実施した。

引き続き、都道府県等からの水質の常時監視の結果報告、広く国民に水環境に関する情報をホームページで提供を行う水質関連のシステムについて運営を行う。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 データを逐次更新する。システムの運用を継続して行う。

工程表
(各年度の
取り組み)

H24	水質関連システム保守・管理	自治体向け講習会
H25	水質関連システム保守・管理	自治体向け講習会
H26	水質関連システム保守・管理	自治体向け講習会
H27	水質関連システム保守・管理	自治体向け講習会
H28		

施策の効果 本施策により都道府県等からの常時監視結果の報告事務の効率化が図られるとともに、国民にわかりやすく利用しやすい情報が提供され、安全安心な暮らしが実現される。

施策の成果の公表 <https://www2.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>

担当府省 環境省

所属・役職 水・大気環境局 水環境課 調査第二係長
連絡先 (TEL) 03-5521-8316 (内線：6628)

施策名 地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向けた検討

基本計画
該当箇所 4. (1)、5. (1)、5. (2)②

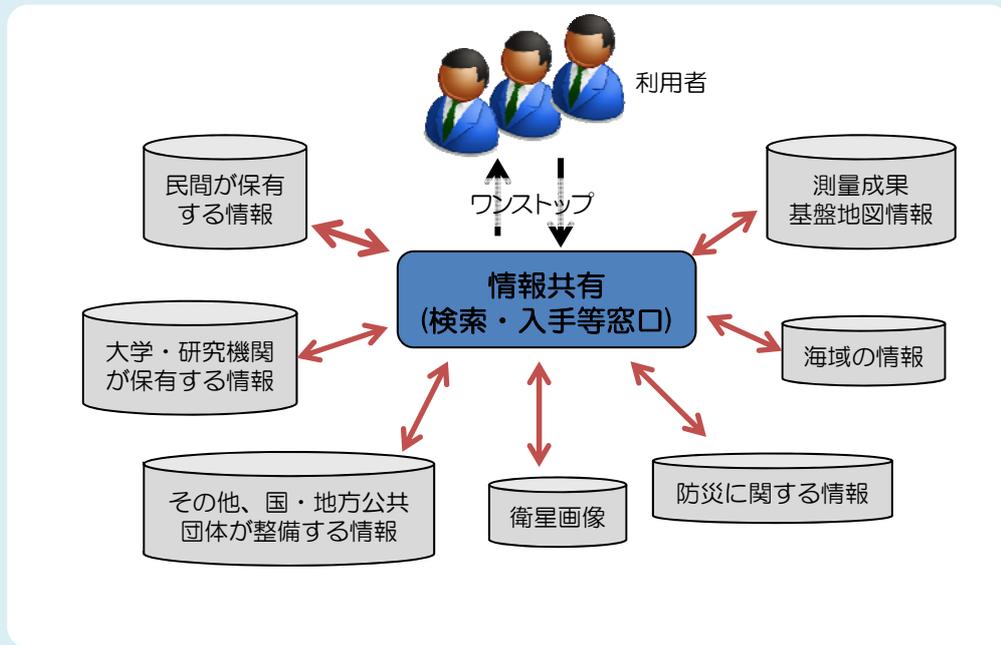
各種計画
との連携

様々な主体が作成した地理空間情報は、各所に散在しており、必ずしも十分に共有・活用されているとは限らない。これら様々な地理空間情報の流通を促進し共有を進めるため、統合的な検索・入手・利用を可能とする環境の整備が強く求められている。

また、東日本大震災では多くの主体によって様々な地理空間情報の整備・提供が行われたが、このような大規模災害時の地理空間情報の提供及び二次利用については、整理されていないのが現状である。

このため、政府及び産学官が一体となり、地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向け検討するとともに、大規模災害発生時の地理空間情報の二次利用に関する考え方を整理し、情報の提供、利用、共有等に関する具体的なルールの内実について検討する。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 我が国における地理空間情報の共有・提供を行う情報センターの構築を目指す。

工程表
(各年度の
取り組み)

H24 地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境（G空間情報センター（仮称））の整備に向けた検討を開始。

H25 地理空間情報産学官連携協議会の枠組みにおいて、G空間情報センター（仮称）の設置に向けた検討を進める。

H26

- ・構築に伴う課題の調査及び整理
- ・各分野との連携について検討及び調整 等

H28

施策の効果 地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備により、社会全体での地理空間情報の活用が促進するとともに、大規模災害時等における地理空間情報の迅速・円滑な活用が期待される。

施策の成果
の公表

無

担当府省 推進会議

所属・役職
連絡先 (TEL) 内閣官房 副長官補室 主査
03-5253-2111 (内線：82448)

施策名 地理空間情報ライブラリーの運用

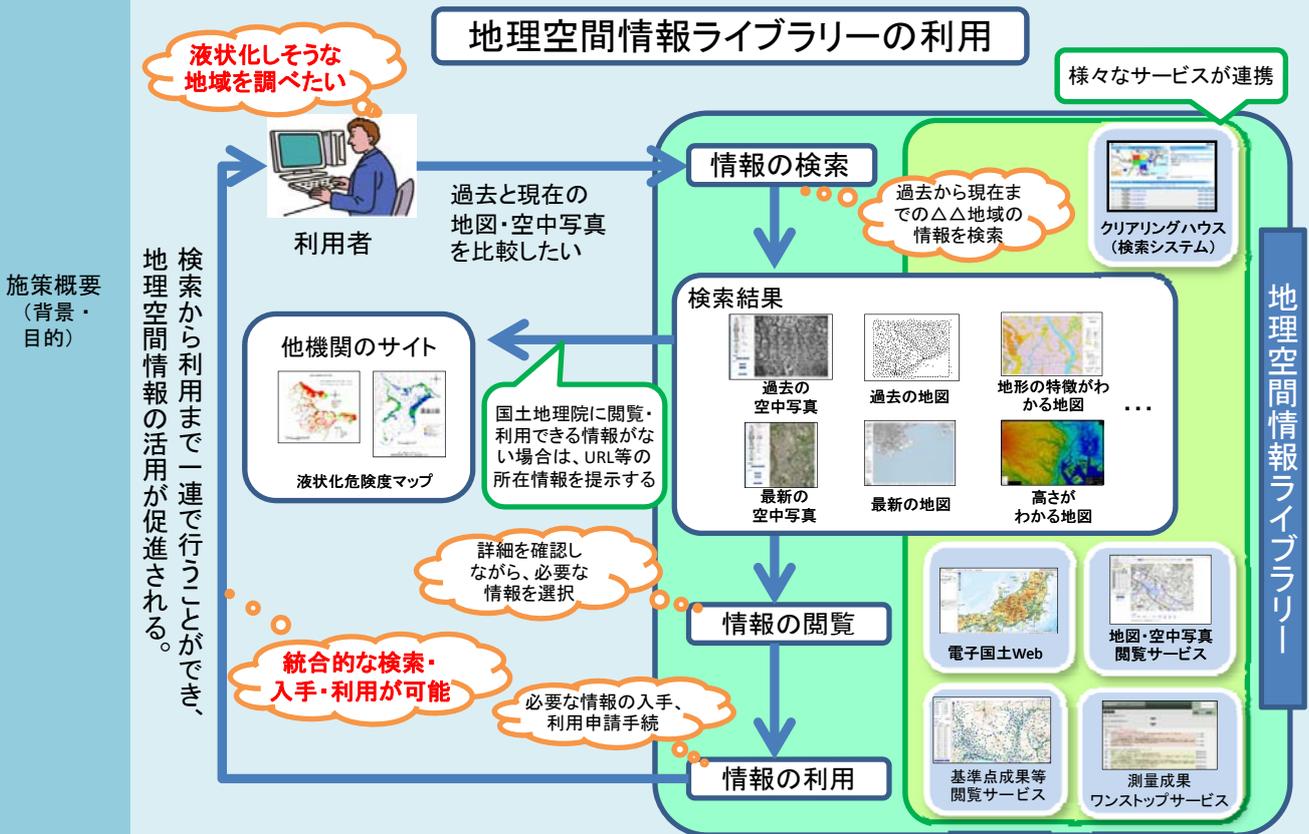
基本計画
該当箇所

4. (1)、5. (2)②

各種計画
との連携

IT戦略

現在、利用者が必要としている地理空間情報の所在の調査には、手間と時間を要している。さらに、平成23年に発生した東日本大震災では、地方公共団体等が保有していた地図資料等の多くが失われ、被害状況の把握や迅速な復旧に支障が生じており、既存の地理空間情報の保管体制の充実も重要となっている。そのため、様々な目的での利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用を進めることが必要である。本施策では、国・地方公共団体が整備した測量成果等の地理空間情報を総合的に検索・入手・利用を可能とサービスを提供する。また、そのサービスの一部として政府の様々な機関の整備した地理空間情報のカタログ情報を検索できるクリアリングハウスポータルを運用する。



施策目標 インターネットを通じて、様々な目的で利活用できる地理空間情報の流通を促進し、共用を進める。

工程表 (各年度の 取り組み)	H24	地理空間情報ライブラリーを整備・運用を開始
	H25 ~	地理空間情報ライブラリーの運用・情報の整備

施策の効果

- ・情報が集約されることにより、様々なところで情報を探す必要がなくなり、迅速な情報収集が可能となる。
- ・災害時の地理空間情報のバックアップとして機能する。

施策の成果の公表

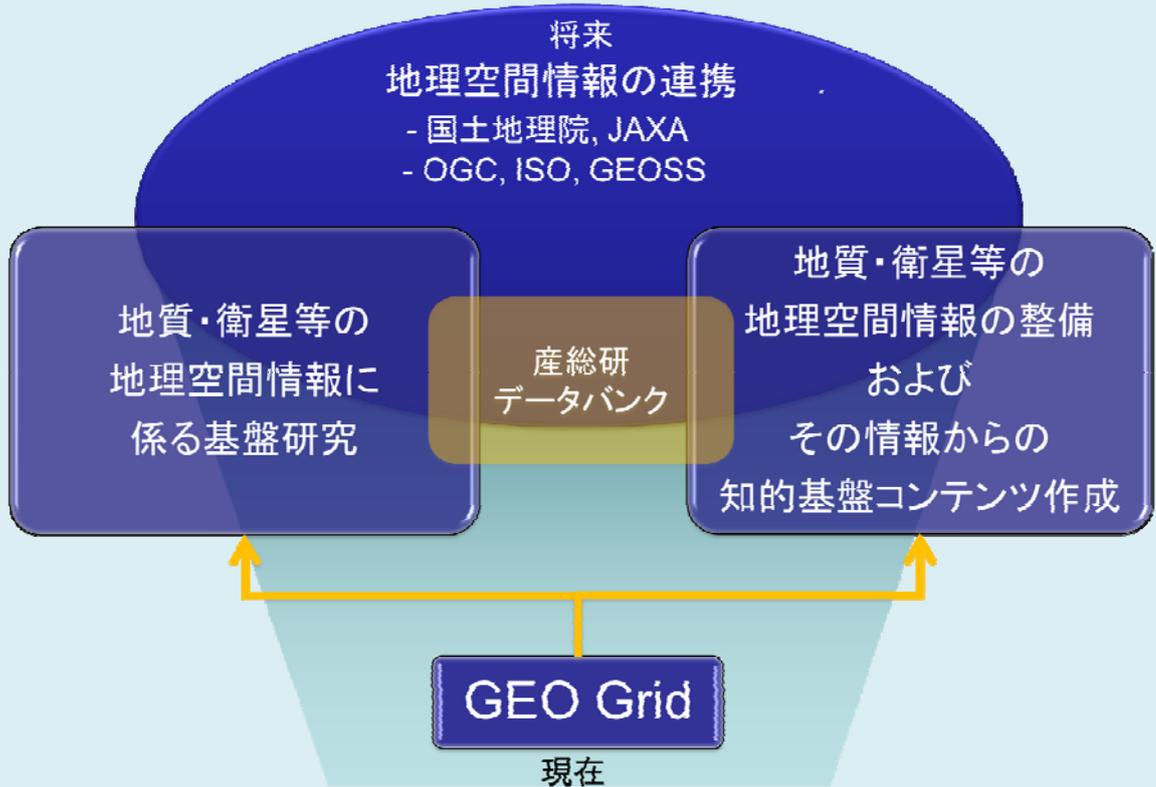
<http://geolib.gsi.go.jp/> (地理空間情報ライブラリー検索サイト)
<http://mapps.gsi.go.jp/> (地図・空中写真閲覧サービス)
<http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/> (基準点成果等閲覧サービス)

担当府省 国土交通省 所属・役職 国土地理院 地理空間情報部 企画調査課 課長補佐
 連絡先 (TEL) 029-864-1111 (内線：7133)

施策名	地球観測データ連携システムの推進(旧称GEO Gridの推進)		
基本計画 該当箇所	4. (1)、 4. (4)	各種計画 との連携	IT戦略、宇宙基本計画、地球観測の実施計画

GEO Gridの推進において、これまでに築いた技術力およびその整備されたデータを基に、さらなる地理空間情報の整備・知的基盤コンテンツの拡充を図り、また、これを活用するためのプラットフォームを改良・構築、クラウド化も念頭に入れ、その実運用化を目指す。さらに、国内外の複数機関との連携を図り、衛星データ、地形や地質、重力等の国が整備している国土の基本情報の高度利用を進め、地球規模の社会問題解決や新たなビジネスモデル創出への貢献を図る。

施策概要
(背景・目的)



施策目標	地理空間情報の整備・知的基盤コンテンツの拡充と活用のためのプラットフォームを構築し、改良を施しながら実運用を目指す。
------	--

工程表 (各年度の 取り組み)	H24	地球観測データ連携システムに係る開発要素に関する事前調査、基本計画	
	H25	地球観測データ連携システムに係る提供システムの基本設計	
	H26	国内外の地理空間データに関する情報の整備	提供システムの構築・コンテンツ拡充
	H27	利用状況に関するアンケート調査	提供システムの試行運用
	H28	情報の整備・更新	提供システムの改良

施策の 効果	国民にわかりやすくまた利用しやすい情報が提供され、誰もが安全で安心な社会の実現に貢献できる。
-----------	--

施策の成果 の公表	有 (http://www.geogrid.org/)
--------------	-----------------------------

担当府省	経済産業省	所属・役職 連絡先 (TEL)	産業技術総合研究所
------	-------	--------------------	-----------

施策名	地理情報共用Webシステムゲートウェイの運用		
基本計画 該当箇所	4. (1)	各種計画 との連携	

各府省においては、保有する様々な地理情報を、それぞれのWebGISのシステムにより国民に向け提供しているが、それぞれの情報を重ね合わせて容易に活用することが困難である。
 このため平成17年11月に国際規格化されたWMS (Web Map Server Interface、ISO19128) をベースとして政府の各府省・機関が保有する地理情報を共用するためのガイドライン「地理情報共用Webシステム標準インターフェースガイドライン(第0.03版)」を平成17年度に策定し、平成18年度には「地理情報共用Webシステム・ゲートウェイ」の試験運用を開始し、平成20年7月から実運用を開始した。提供元機関の保有する地理情報配信サーバに上記標準インターフェースを実装し、平成25年5月現在、8のサイトと接続している。

施策概要
(背景・目的)

施策目標	政府の主要なウェブGISサイトに接続し、継続的に運用し内容の拡充を検討する。
------	--

<p>工程表 (各年度の 取り組み)</p>	<p>H24</p> <p>H25</p> <p>H26</p> <p>H27</p> <p>H28</p>	<p>継続的な運用及び内容の拡充について検討</p>
--------------------------------	--	----------------------------

施策の 効果	地理空間情報の活用の有効性や、国の施策などの普及啓発につながる。		
施策の成果 の公表	http://mapgateway.gis.go.jp/WMSGateway/top.jsp		
担当府省	推進会議(GIS-WG)	所属・役職 連絡先(Tel)	国土交通省 国土政策局 国土情報課 活用推進係長 03-5253-8111 (内線：29844)

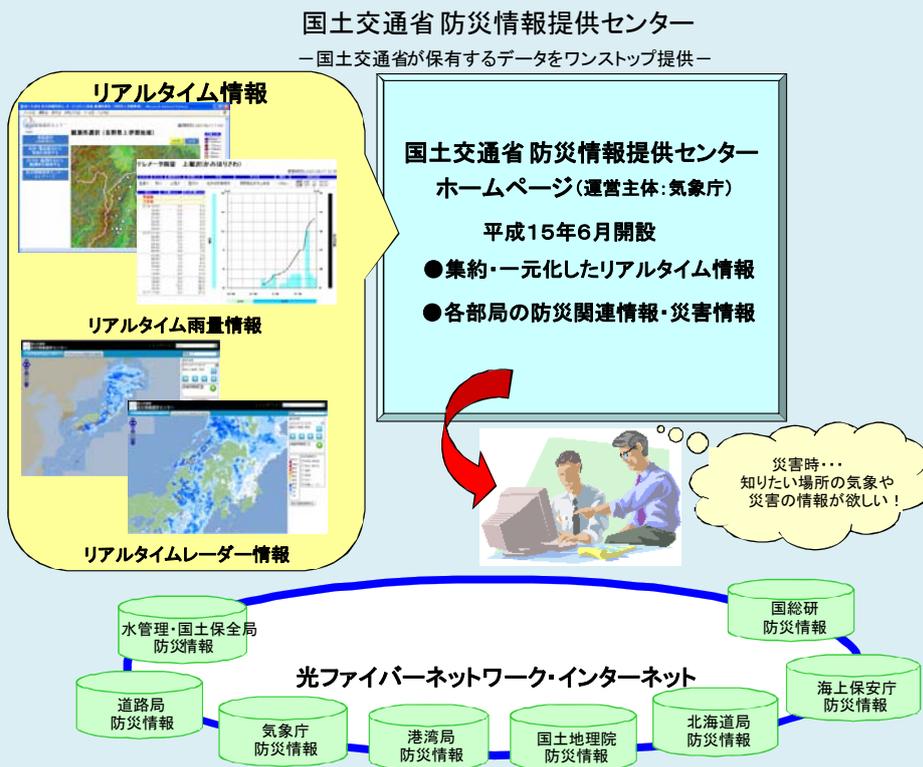
施策名 防災情報提供センターによる防災情報の提供

基本計画
該当箇所 4. (1)

各種計画
との連携

国土交通省の各部署が保有する防災情報を容易に検索でき、また、省内の防災情報を集約してインターネットを通じて国民に分かりやすく提供することを目的とする。
具体的には国土交通省内の各部署が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 ホームページの運用を通じて安定した情報集約、情報提供を行う。

工程表
(各年度の
取り組み)

H24

H25

H26

H27

H28

ホームページの運用を通じて安定した情報集約、情報提供を行う

施策の
効果

本施策により、国土交通省内の防災情報をワンストップで利用でき、利便性が向上するとともに、気象警報・洪水予報等の改善、河川管理・道路管理の高度化、防災関係機関や国民の的確な防災活動等に寄与できる。

施策の成果
の公表

http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai_joho/

担当府省

国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL)

気象庁 総務部 企画課 企画係長
03-3212-8341 (内線：2228)

施策名 航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実

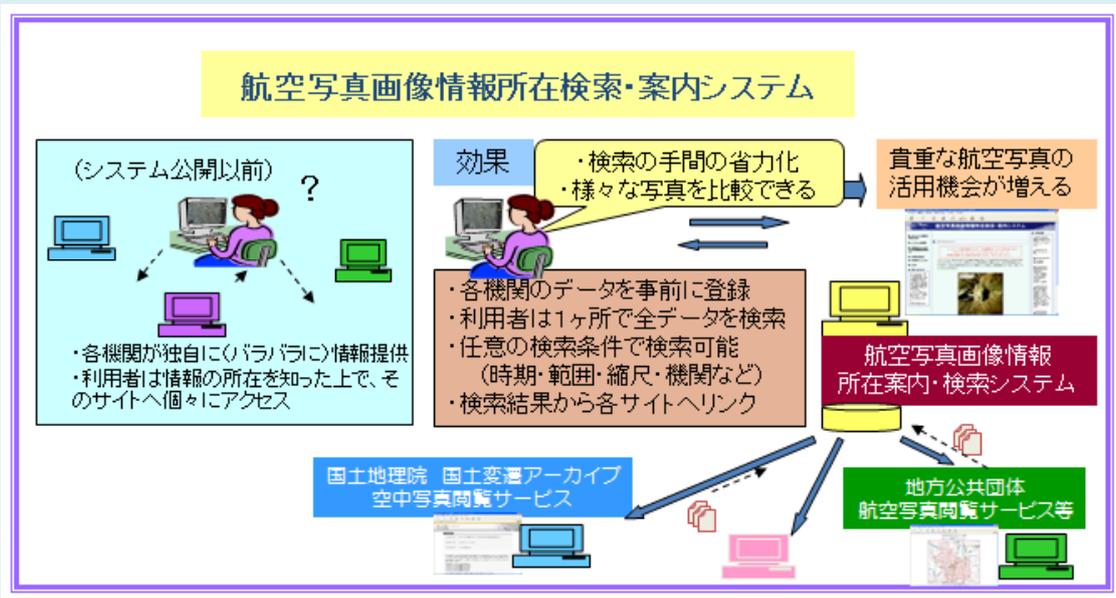
基本計画
該当箇所 4. (1)

各種計画
との連携

航空写真や高分解能衛星画像等の画像情報は、地表の状態をありのままに表現したものであり、豊富な情報量を保有しているため、国土計画の策定・推進の際の基礎資料として非常に有用である。これら画像情報は国土交通省をはじめ様々な機関において蓄積されており、一部ではインターネット等を利用した一般提供も順次進められているところであるが、各機関がそれぞれに保有する画像情報を個々に提供する手法では、航空写真の所在を国民が容易に知ることが困難であり、必ずしも活発に活用されている状況であるとは言えない。

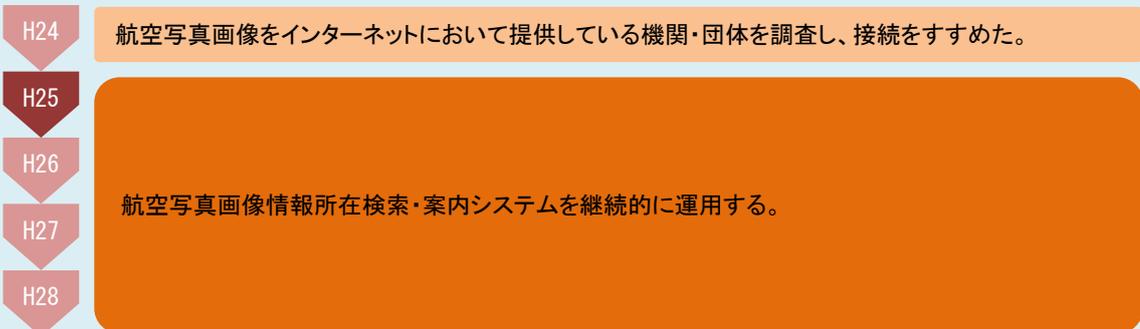
このため国土交通省では、各機関がそれぞれにインターネット提供を行っている航空写真画像を一括で検索・閲覧できる仕組みについて、平成16年度より検討を開始し、平成18年3月に航空写真画像情報所在検索・案内システムをインターネット上に一般公開した。その後、参加団体の拡充等を行った結果、現在103機関となっている。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 接続機関を毎年増加させる。

工程表
(各年度の
取り組み)



施策の効果 各機関がそれぞれにインターネット提供を行っている航空写真画像を一括で検索・閲覧できる仕組みを運用し、接続団体が増加することで、より充実した航空写真画像情報の提供ができる。

施策の成果の公表 <http://airphoto.gis.go.jp/aplis/Aplis.jsp>

担当府省 国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL) 国土政策局 国土情報課 活用推進係長
03-5253-8111 (内線：29844)

施策名	国土交通地理空間情報プラットフォームの構築	
基本計画 該当箇所	4. (1)、1. (1)①	各種計画 との連携

国土交通省は、国交省内の様々なサイトで個別に公開されている情報を電子地図上で重ね合わせて見ることができる地理空間情報プラットフォームを構築し、現在、公開している。今後、利用拡大に向け、さらなる重ね合わせ情報の拡充を図るほか、よりスムーズな情報発信が可能な環境を整える。背景となる電子地図は、関係部局、地方公共団体等の測量成果をもとに作成した基盤地図情報を利用しており、最新かつ詳細なものに順次更新する予定。

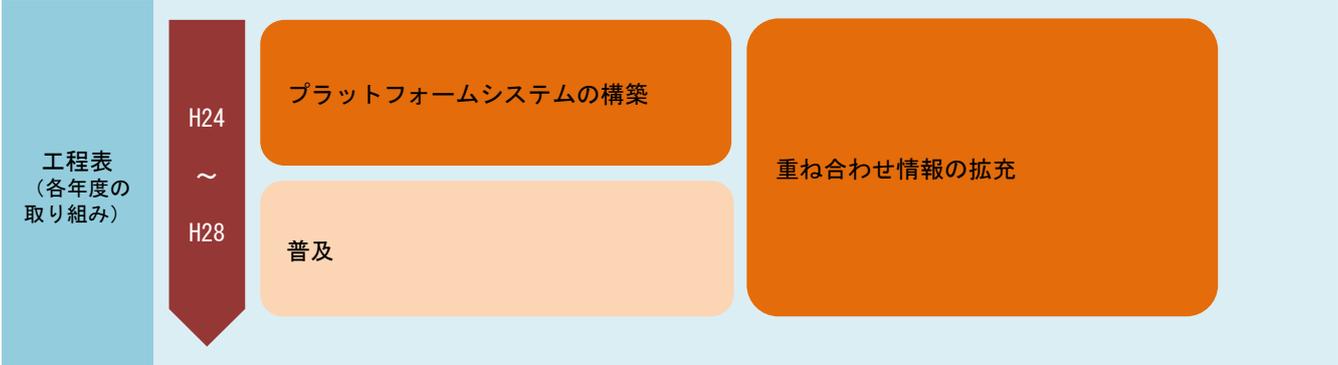
国土交通地理空間情報プラットフォームの構築

位置の基準となる基盤地図情報の上に国土交通省の持つ様々な情報を重ねあわせ、インターネットを通じ、必要な情報を閲覧・検索・ダウンロードを可能とするシステムの構築を目指す。

施策概要
(背景・目的)



施策目標	重ね合わせ情報の整備と提供システムを構築し、改良を施しながら普及を目指す。
------	---------------------------------------



施策の効果	国土交通省や関係省庁、地方自治体等が有する各種地理空間情報をオープンな仕組みで共有することで、調査・計画の合意形成の効率化や維持管理・危機管理の効率化が図られる。
-------	---

施策の成果の公表	地理空間情報プラットフォームのホームページ http://www.spat.nilim.go.jp/home/
----------	---

担当府省	国土交通省	所属・役職 連絡先 (TEL)	大臣官房 技術調査課 宇宙利用係員 03-5253-8111 (内線：22384)
------	-------	--------------------	--

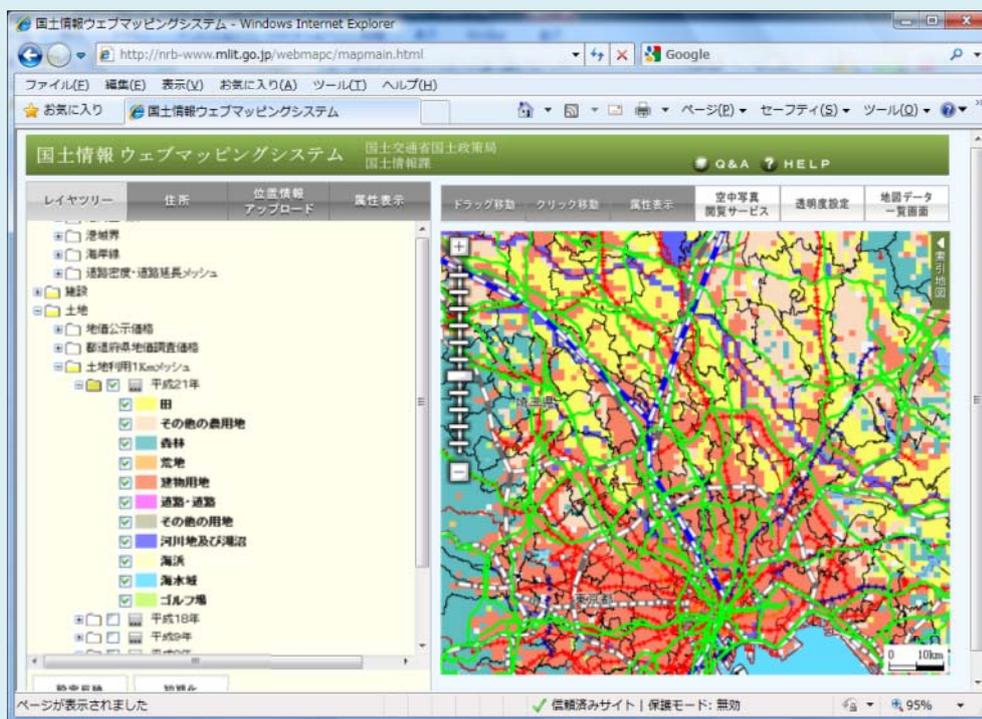
施策名 国土情報ウェブマッピングシステムの拡充

基本計画
該当箇所 4. (1)

各種計画
との連携

施策概要
(背景・
目的)

国土情報ウェブマッピングシステムは、国土交通省において整備している国土数値情報をインターネットを通じて簡易な操作で一般に公開するためのシステムである。
Webブラウザ上で表示した地図に、複数のGISデータを重ね合わせて閲覧することが可能で、また数値データとしてダウンロードすることも可能である。
今後も継続して提供する国土数値情報データ(国土骨格、施設、土地利用、自然、産業統計、指定地域、沿岸域などに関する情報)を拡充させていく。



施策目標 引き続き運用し、毎年データの拡充を行う。

工程表
(各年度の
取り組み)

- H24
- H25
- H26
- H27
- H28

・最新の国土数値情報データを反映させる。

施策の効果 本施策で、国民は簡便な操作で国土数値情報を利用することが可能となり、今後のGISシステムへの理解の促進、および国土数値情報の利活用の拡大が期待できる。

施策の成果の公表 <http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>

担当府省 国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL) 国土政策局 国土情報課 国土情報係長
03-5253-8111 (内線：29814)

施策名 衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用

基本計画
該当箇所

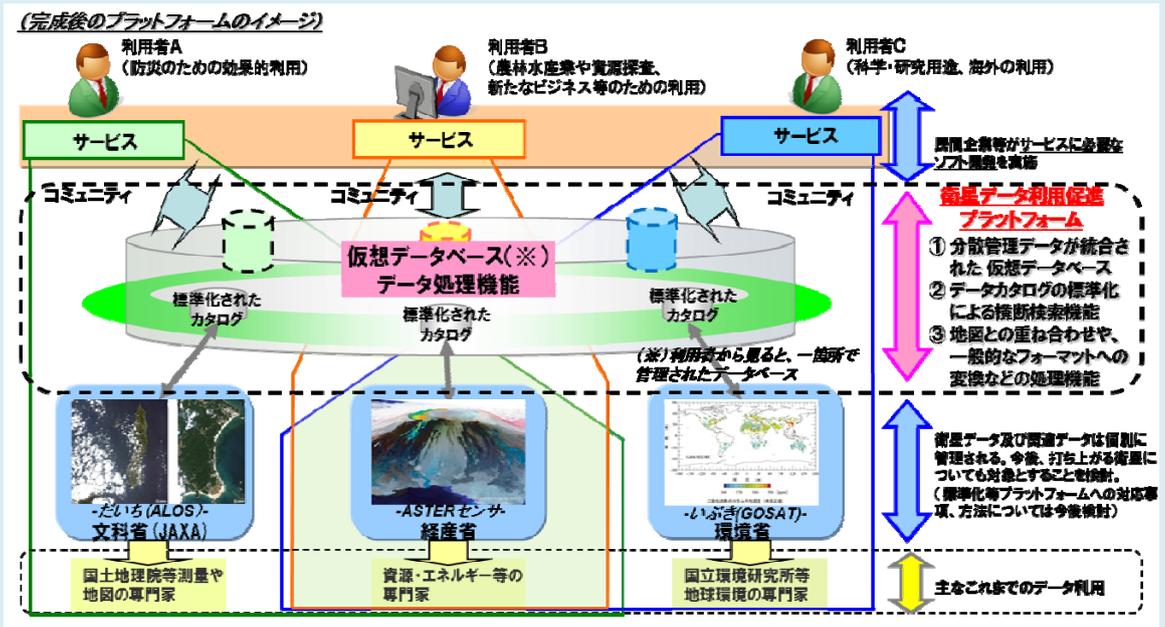
4. (1)

各種計画
との連携

宇宙基本計画、新成長戦略

衛星から取得した画像やデータは、国民生活、行政、産業、科学技術、宇宙外交などの面で、大きな便益をもたらすことが期待されている。しかし、それらのデータは各機関で別々に管理され、専門家によって個別に利用されている状況。「新成長戦略 ～元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）及び「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）に基づき、地球観測衛星で取得した衛星画像等の衛星データの公的利用、民間利用等の促進・拡大に資するため、様々な異なる衛星データをワンストップで統合的に検索・閲覧及び処理する機能を持つ衛星データ利用促進プラットフォームを整備・運用する。

施策概要
(背景・目的)



施策目標

衛星データの公的利用や商業利用等の実利用や衛星データを使った新産業の創出等を促進するため、利用者の衛星データへのアクセスを容易にし、様々な衛星データがワンストップで統合的に検索・閲覧できるようにするとともに、データの重ね合わせや変化抽出などの処理を可能とする衛星データ利用促進プラットフォームの運用を平成24年度に開始し、平成25年度末までに段階的な整備を完了する。

工程表
(各年度の
取り組み)

- H24 横断検索機能、時系列表示機能等の整備を進め、試験運用を実施
- H25 機能拡充を行い整備完了、本格運用開始
- H26 民間事業者へ移管、運用継続
- H27 運用継続
- H28 運用継続

施策の
効果

- ・一層効果的な災害対応への寄与
- ・農林水産業等の生産性向上、森林管理や水資源管理など環境問題をはじめとする新たなビジネス創出の促進など

施策の成果
の公表

無

担当府省

内閣府

所属・役職
連絡先 (TEL)

内閣府 宇宙戦略室 衛星データ利用促進プラットフォーム担当
03-5114-1928

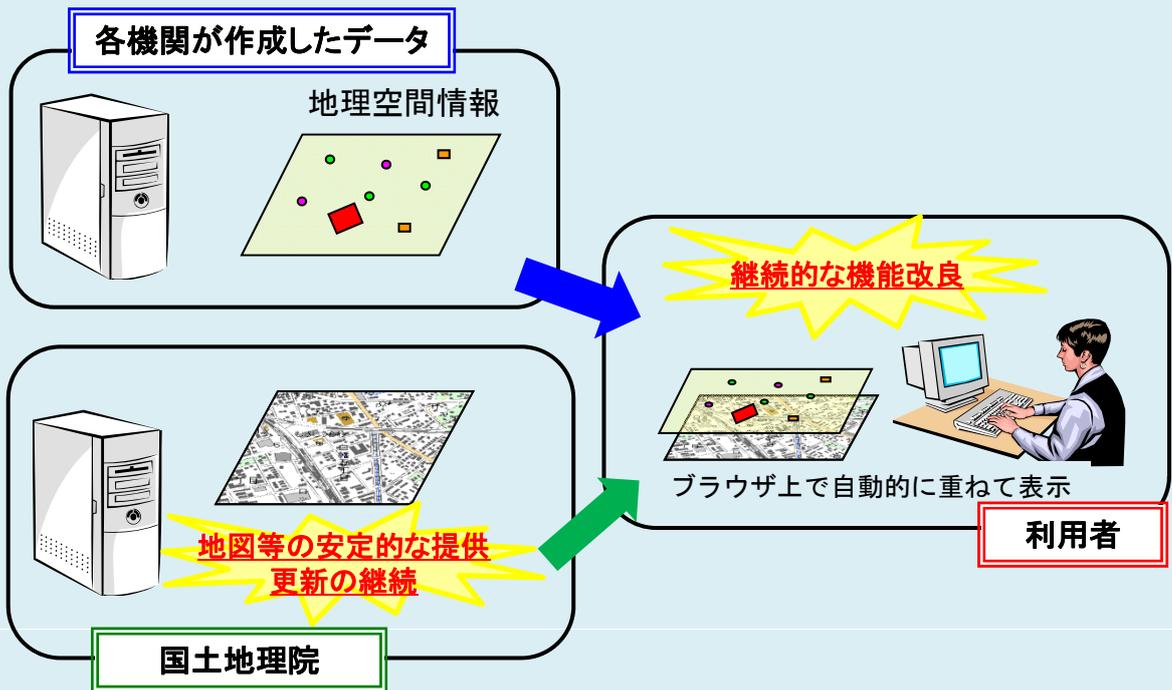
施策名 電子国土Webの機能改良と背景地図の安定的な提供

基本計画
該当箇所 4. (1)、5. (2)①

各種計画
との連携

地理空間情報の活用を推進するためには、各主体によって整備される様々な地理空間情報を、利用者が容易に重ね合わせて利用可能な環境を構築する必要がある。
 そのため、本施策では、電子国土Webの継続的な機能改良及び地図等の安定的な提供を図ることを目的とする。
 なお、電子国土Webは、電子国土（コンピュータ上に再現した国土）の実現のために、必要なデータをインターネットを通して取得し、ユーザのコンピュータ内で適宜重ね合わせ表示するものである。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 電子国土Webの継続的な機能改良を行い、利用環境の向上を図る。

工程表
(各年度の
取り組み)



施策の効果 本施策により、地理空間情報の共有化が図られ、行政事務の効率化、安全・安心な暮らしの実現に貢献できる。

施策の成果の公表 <http://portal.cyberjapan.jp/>

担当府省 国土交通省

所属・役職 国土地理院 地理空間情報部 情報普及課 課長補佐
 連絡先 (TEL) 029-864-1111 (内線：7532)

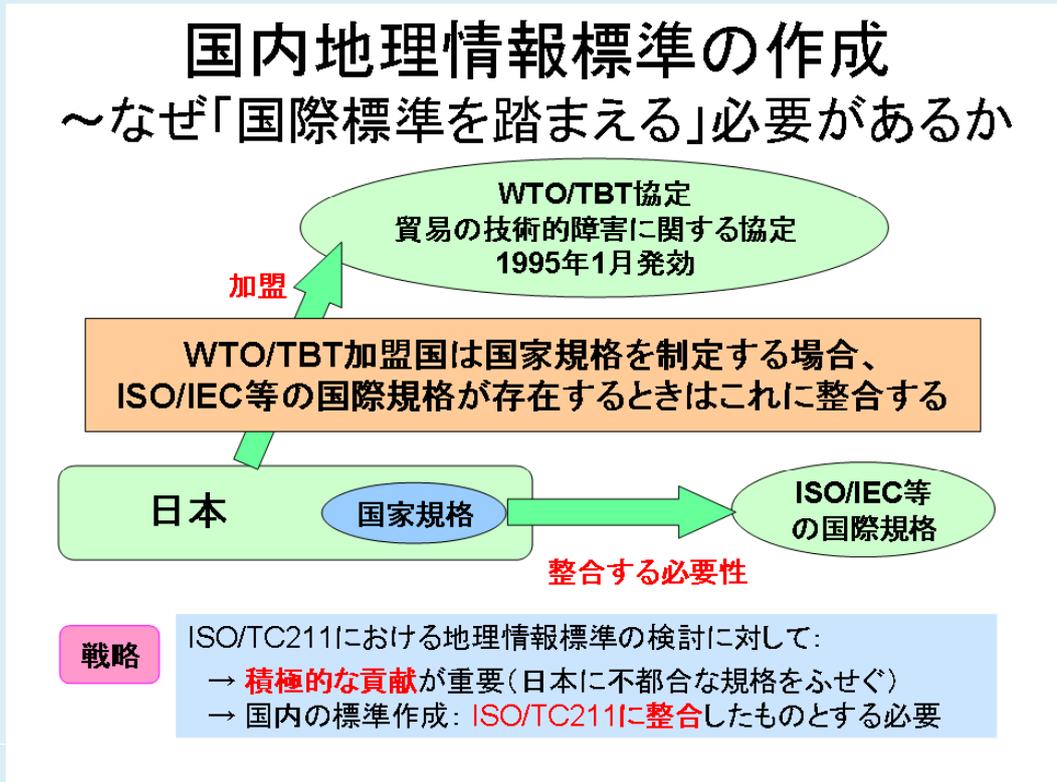
施策名 地理情報標準整備のための国際規格策定作業への参画

基本計画
該当箇所 4. (2) ①、4. (6)

各種計画
との連携

国際標準化機構（ISO）における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ参画する。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 ・ 国際標準化機構（ISO）における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ参画する。

工程表
(各年度の
取り組み)

- H24
- H25
- H26
- H27
- H28

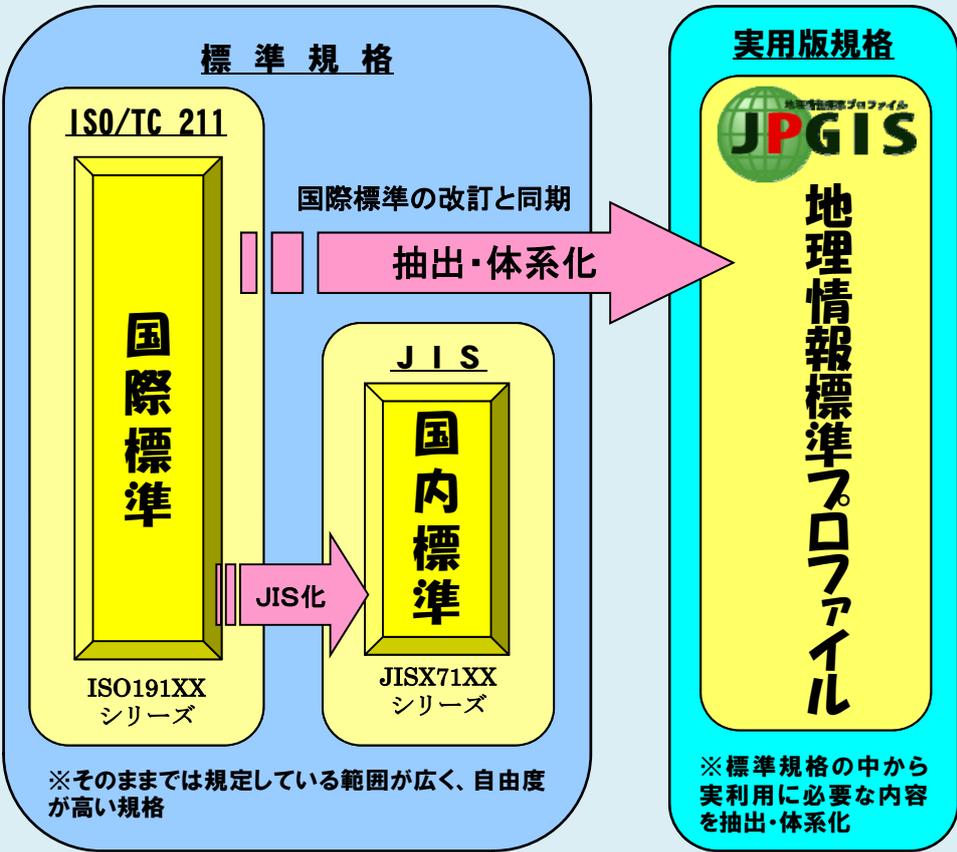
国際標準化機構（ISO）における地理空間情報に係る国際規格の策定作業に参画する

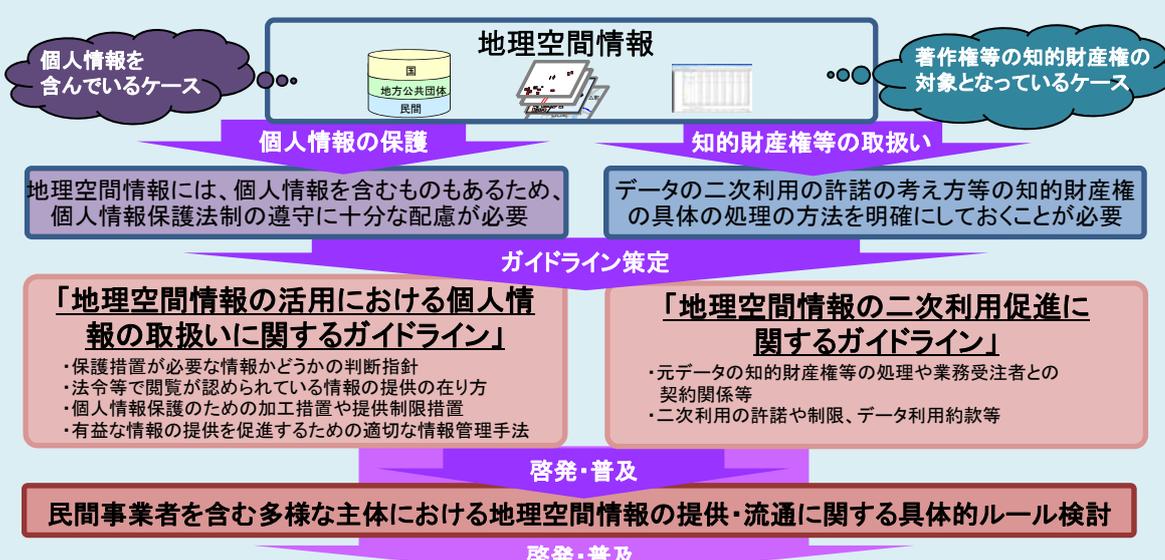
施策の
効果 国際標準化機構（ISO）における地理空間情報に係る規格策定等に日本の実情を反映することにより、日本にとって不利益な規格が策定されることを未然に防ぐことができる。

施策の成果
の公表 <http://www.gsi.go.jp/GIS/stdindex.html>

担当府省 国土交通省

所属・役職
連絡先（TEL） 国土地理院 企画部 技術管理課 課長補佐
029-864-1111（内線：3533）

<p>施策名</p>	<p>地理情報標準の整備</p>		
<p>基本計画 該当箇所</p>	<p>4. (2) ①</p>	<p>各種計画 との連携</p>	
<p>施策概要 (背景・目的)</p>	<p>最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロフィール（JPGIS）を適時に改訂する。 ※ISO/TC 211：国際標準化機構の地理情報に関する専門委員会</p> 		
<p>施策目標</p>	<p>最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロフィール（JPGIS）を適時に改訂するとともに、地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるように、普及・啓発活動を行う。また、地理情報標準のJIS化に向けた検討に参画する。</p>		
<p>工程表 (各年度の 取り組み)</p>	<p>H24 H25 H26 H27 H28</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最新のISO規格及びJIS規格に基づき、JPGISを適時に改訂した。 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるように普及・啓発のために広報活動を行った。 地理空間情報をGML形式へ変換する技術支援ツールの検討を行った。 JIS原案作成へ参画した。 <ul style="list-style-type: none"> 最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロフィール（JPGIS）を適時に改訂する 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるように、普及・啓発活動を行う 地理空間情報標準のJIS化に向けた検討に参画する 	
<p>施策の 効果</p>	<p>地理情報標準の利用が進むことで、地理空間データの相互利用しやすい環境が整備され、異なる整備主体で整備された地理空間データの共用、システム依存性の低下、重複投資の排除等の効果が期待できる。</p>		
<p>施策の成果 の公表</p>	<p>http://www.gsi.go.jp/GIS/stdindex.html</p>		
<p>担当府省</p>	<p>国土交通省</p>	<p>所属・役職 連絡先（TEL）</p>	<p>国土地理院 企画部 技術管理課 課長補佐 029-864-1111（内線：3533）</p>

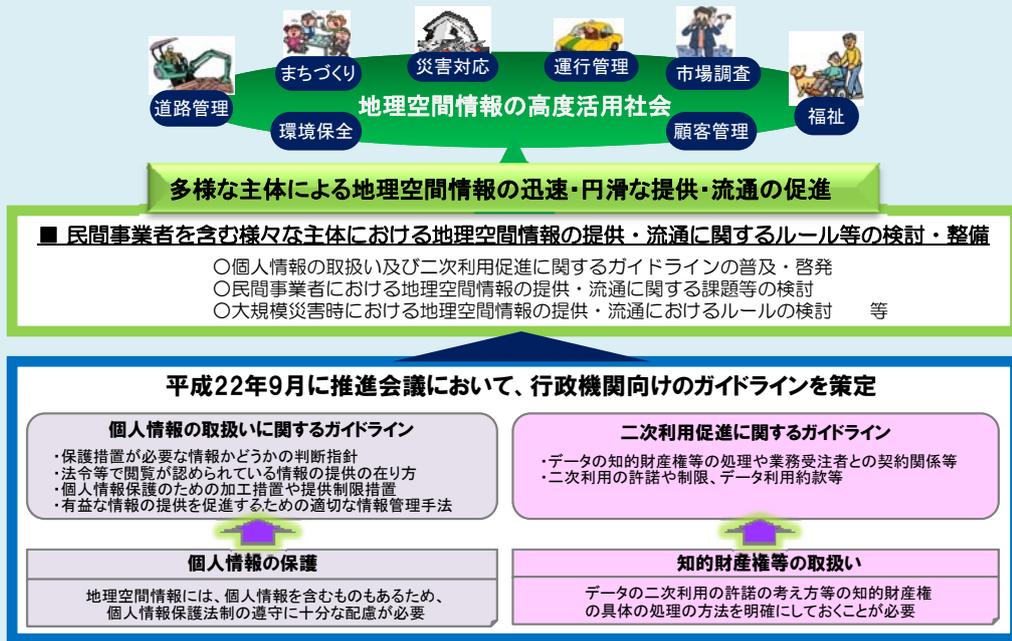
<p>施策名</p>	<p>地理空間情報の活用における個人情報の取扱い及び二次利用促進に関するガイドラインの普及啓発および具体的なルール等の整備</p>		
<p>基本計画該当箇所</p>	<p>4. (2)②</p>	<p>各種計画との連携</p>	<p>IT戦略</p>
<p>施策概要 (背景・目的)</p>	<p>地理空間情報には様々な情報があり、個人情報を含むものもあるため、個人情報保護法制の遵守に十分な配慮が必要である。またデータの二次利用によって、より付加価値の高い地理空間情報を作成し提供する場合には、データ提供元において、データの二次利用の許諾の考え方等の知的財産権等の具体的な処理の方法をあらかじめ明確にしておく必要がある。</p> <p>このため、国・地方公共団体等が取り扱う地理空間情報を対象とし、平成22年9月に「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」及び「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」が策定された。</p> <p>これらのガイドラインは個人情報や知的財産権の保護のための適切な措置をとり、安心して地理空間情報を提供・利用できるようにすることを目的としており、これらのガイドラインの普及・啓発をはかることで地理空間情報の円滑・迅速な活用を促進することを目指す。また民間事業者も含む様々な主体における地理空間情報の提供流通に関する具体的なルール等について検討を行う。</p>  <p>個人情報保護：地理空間情報には、個人情報を含むものもあるため、個人情報保護法制の遵守に十分な配慮が必要</p> <p>知的財産権等の取扱い：データの二次利用の許諾の考え方等の知的財産権の具体的な処理の方法を明確にしておくことが必要</p> <p>ガイドライン策定</p> <p>「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護措置が必要な情報かどうかの判断指針 ・法令等で閲覧が認められている情報の提供の在り方 ・個人情報保護のための加工措置や提供制限措置 ・有益な情報の提供を促進するための適切な情報管理手法 <p>「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元データの知的財産権等の処理や業務受注者との契約関係等 ・二次利用の許諾や制限、データ利用約款等 <p>啓発・普及</p> <p>民間事業者を含む多様な主体における地理空間情報の提供・流通に関する具体的なルール検討</p> <p>啓発・普及</p>		
<p>施策目標</p>	<p>「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」および「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」について普及啓発等に努めるとともに、民間事業者を含む多様な主体における地理空間情報の提供・流通に関する具体的なルール等について検討・整備を行う。</p>		
<p>工程表 (各年度の取り組み)</p>	<p>H24 ガイドラインの普及啓発、多様な主体における地理空間情報の提供・流通の課題等の調査 (特に二次利用に関する課題について把握・分析)</p> <p>H25 ガイドラインの普及啓発、多様な主体における地理空間情報の提供・流通の課題等の調査 (特に個人情報に関する課題について把握・分析)</p> <p>H26 ○ガイドラインの普及・啓発</p> <p>H27 ○大規模災害時における提供・流通に関するルールの検討</p> <p>H28 ○民間事業者における地理空間情報の提供・流通に関するルール等の検討 等</p>		
<p>施策の効果</p>	<p>本施策により、多様な主体における地理空間情報の円滑・迅速な活用を促進する。</p>		
<p>施策の成果の公表</p>	<p>無</p>		
<p>担当府省</p>	<p>推進会議</p>	<p>所属・役職 連絡先 (TEL)</p>	<p>国土交通省 国土政策局 国土情報課 GIS第一係長 国土交通省 国土地理院 企画部 地理空間情報企画室 普及指導係長 03-5253-1111 (内線:29845)、029-864-1111 (内線:3454)</p>

施策名 地理空間情報の流通における個人情報保護、データの二次利用等の課題についての調査・研究

基本計画該当箇所 4. (2)②、 4. (4) **各種計画との連携** IT戦略

近年、スマートフォンの普及や多様な位置情報サービスの拡大など、情報通信技術の進展に伴って、通信の秘密、個人情報、プライバシー、知的財産権等の取扱いに関して新たな課題が発生してきている。また、東日本大震災では、多様な主体によって様々な地理空間情報の整備・提供が行われたが、大規模災害時の地理空間情報の提供・二次利用に関する考え方については必ずしも整理されていない状況にある。そのため具体的な取組みとして、平成22年9月に推進会議により策定されたガイドラインの普及啓発等に努めるとともに、地理空間情報の流通における個人情報等の取扱いに関する課題についての調査・研究を引き続き実施し、民間事業者を含む様々な主体における地理空間情報の提供・流通に関する具体的なルール等について検討・整備を行う。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 多様な主体における地理空間情報の提供・流通に関するルール等の整備

工程表
(各年度の取り組み)

H24 多様な主体における地理空間情報の提供・流通の課題等の調査、ガイドラインの普及啓発を実施

H25

H26 ○多様な主体における地理空間情報の提供・ガイドラインの普及・啓発の継続

H27 ○大規模災害時における提供・流通に関するルールの検討

H28 ○民間事業者における地理空間情報の提供・流通に関するルール等の検討 等

施策の効果 本施策により、多様な主体における地理空間情報の円滑・迅速な活用を促進する。

施策の成果の公表 無

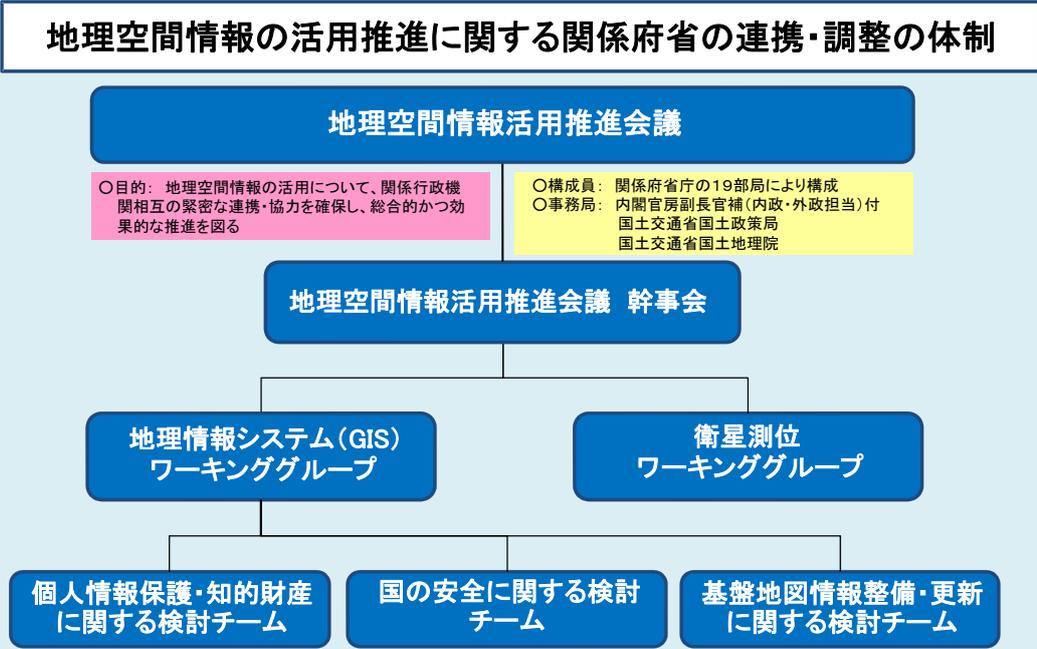
担当府省 国土交通省 **所属・役職 連絡先 (TEL)** 国土政策局 国土情報課 GIS第一係長
国土地理院 企画部 地理空間情報企画室 普及指導係長
03-5253-1111 (内線:29845)、029-864-1111 (内線:3454)

<p>施策名</p>	<p>国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針の策定</p>		
<p>基本計画 該当箇所</p>	<p>4. (2) ③</p>	<p>各種計画 との連携</p>	
<p>施策概要 (背景・目的)</p>	<p>国の安全は、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で不可欠なものであり、地理空間情報の活用の推進に当たっては、地理空間情報活用推進基本法の基本理念にもあるとおり、国の安全が害されることのないよう配慮していく必要がある。</p> <p>このため、国、地方公共団体、民間事業者等が地理空間情報を提供する際に、同法に基づく責務等が適切に果たされるよう、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針を関係者の意見を聴取した上で検討し策定する。</p> <p>具体的な取り組みとして、以下の事項について、関係者の意見を聴取した上で、当該指針を策定し、その実施状況等を考慮しつつ、国の安全の配慮のあり方について引き続き検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)：社会において流通し活用される対象となり、国の安全の観点から配慮が必要となる地理空間情報（種類及びその範囲等） (イ)：(ア)に該当する地理空間情報の提供に当たり、国の安全のために配慮すべき措置（縮尺・解像度の低減等） (ウ)：(ア)に該当する地理空間情報について、正当な理由がある場合に(イ)の措置を講ずることなく提供するためのルール 		
<p>施策目標</p>	<p>国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針を策定する。</p>		
<p>工程表 (各年度の 取り組み)</p>	<p>H24 ～ H28</p> <p>関係者の意見を聴取</p> <p>指針の検討・策定</p> <p>指針の実施状況等を考慮しつつ、 国の安全の配慮のあり方を引き続き検討</p>		
<p>施策の 効果</p>	<p>国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針を策定することにより、地理空間情報の整備と活用が促進される。</p>		
<p>施策の成果 の公表</p>	<p>無</p>		
<p>担当府省</p>	<p>推進会議</p>	<p>所属・役職 連絡先 (TEL)</p>	<p>内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付 参事官補佐 03-5253-2111 (内線：82745)</p>

施策名 地理空間情報活用推進会議の運営等

基本計画 4. (3) ①
 該当箇所 各種計画との連携

地理空間情報の活用に関する関係府省の連携・調整のために、下記のように、地理空間情報活用推進会議、幹事会、ワーキンググループ、検討チームを設置している。



施策概要
(背景・目的)

施策目標

地理空間情報活用推進会議を適切に運営するとともに、地理空間情報の活用推進に関する様々な課題の解決を図る。

工程表
(各年度の
取り組み)

- H24 地理空間情報活用推進会議幹事会及び国の安全に関する検討チームをそれぞれ開催した。
- H25 地理空間情報活用推進会議、各ワーキンググループ及び各検討チームを適宜開催する
- H26
- H27
 - ・地理空間情報活用推進会議、各ワーキンググループ及び各検討チームを適宜開催する
 - ・地理空間情報の活用推進に関する様々な課題に対処する
- H28

施策の
効果

地理空間情報の整備と活用を促進するための施策が総合的かつ計画的に推進される。

施策の成果
の公表

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>

担当府省

推進会議

所属・役職
連絡先 (TEL)

内閣官房 副長官補室 主査
03-5253-2111 (内線：82448)

施策名	統合型GIS自治体連絡会議の開催		
基本計画 該当箇所	4. (3) ②	各種計画 との連携	
施策概要 (背景・ 目的)	<p>【目的】 統合型GIS構築による行政業務の高度化、住民サービスの向上について、情報交換や意見の集約ができる場を設け、各種施策の再構築を行い、統合型GISを促進することを目的とし平成15年度に設立された。</p> <p>【自治体連絡会議の役割】 都道府県間における情報の共用化、共同的な取組み、国や民間との連携や提言等を行い、統合型GISの導入を加速化することを目指す。</p> <p>【会議開催】 全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州）に区分しブロックごとに幹事を設定する。年に2回の幹事会と、総会を開催する。</p> <p>【勉強会】 年に1回G空間エキスポ等の場を利用してセミナー等に参加し、GISに関する知識の習得や意見交換などにより情報共有を図る。</p>		
施策目標	本会議を通じ、国と地方公共団体、また地方公共団体間の連携を深め、統合型GISにおける地方公共団体関係者の知識の向上や、情報共有を図る。		
工程表 (各年度の 取り組み)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #f08080; padding: 5px;">H24</div> <div style="background-color: #ffe4c4; padding: 5px;">幹事会・総会を年に2回程度開催</div> <div style="background-color: #ffe4c4; padding: 5px;">平成24年度で終了。（他の会議と統合のため）</div> </div>		
施策の 効果	国と地方公共団体及び地方公共団体間での連携の強化、統合型GISにおける地方公共団体関係者の知識の向上と情報の共有化が図れる。		
施策の成果 の公表	無		
担当府省	総務省	所属・役職 連絡先（TEL）	自治行政局 地域情報政策室 03-5253-5525（直通）

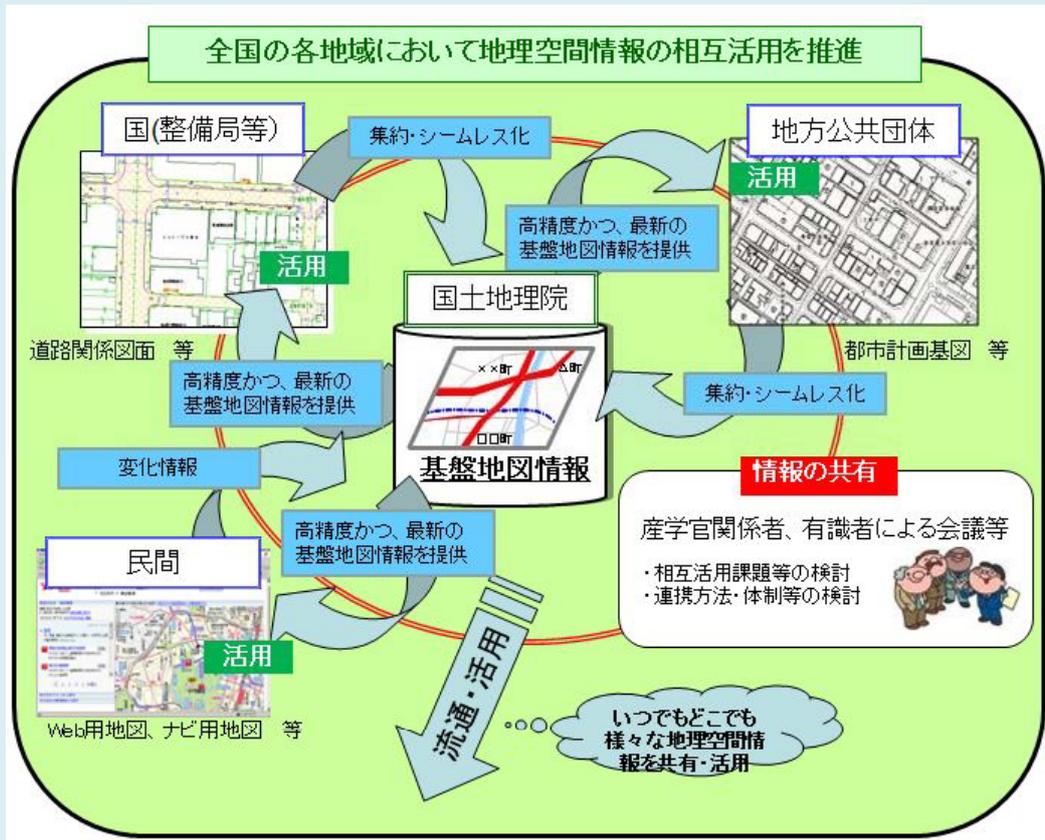
施策名 地理空間情報活用促進のための地域連携の強化

基本計画
該当箇所 4. (3) ②、 4. (3) ③

各種計画
との連携

全国の各地域において、基盤地図情報や電子国土基本図等地理空間情報の更新・活用を促進するため、国、地方公共団体のみならず産学官の連携体制の構築と連携強化を図る。

施策概要
(背景・目的)



施策目標 全国の10地域において、平成28年度まで、国、地方公共団体のみならず産学官において、地理空間情報の更新・活用促進のための連携体制の構築と連携強化を図る。

H24 全国の10地域において、地方公共団体の担当者を対象とした会議、産学官による会議を開催するほか、各種団体が実施するセミナー等への講師派遣、メールによる情報発信を実施。

H25 ~ H28 全国の10地域において、地方公共団体の担当者を対象とした会議、産学官による会議を開催するほか、各種団体が実施するセミナー等への講師派遣、メールによる情報発信を実施。

工程表
(各年度の
取り組み)

施策の
効果 基盤地図情報の効率的な更新・提供とともに、地域における産学官の連携が強化・活性化され、基盤地図情報や電子国土基本図利用をはじめとした地理空間情報の相互活用が促進され、G空間社会の実現に寄与。

施策の成果
の公表 無

担当府省 国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL) 国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 課長補佐
029-864-1111 (内線：7332)

施策名 公共測量における地方公共団体への技術的支援

基本計画
該当箇所 4. (3) ②

各種計画
との連携

地方公共団体が実施する公共測量において、新たな技術も活用できるように、技術確立のためのマニュアル等整備を行い、正確かつ効率化が図れるように助言を行い、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう技術的な支援を行う。

施策概要
(背景・目的)



施策目標

公共測量作業計画に対し精度確保を保ちつつ、新たな技術も活用した技術的な助言を行い、測量成果が基準どおり作成されているか審査・結果通知を行う。

工程表
(各年度の
取り組み)

- H24 新技術（移動計測車両による測量システム）の活用についてマニュアル整備
公共測量作業計画に対する技術的な助言、測量成果の審査
- H25 新たな技術の利活用に関する検討
- H26 公共測量作業計画に対する技術的な助言、測量成果の審査
- H27
- H28

施策の
効果

本施策にて測量の正確さを確保することにより、適正な公共測量行政が推進できる。

施策の成果
の公表

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/index.html>

担当府省

国土交通省

所属・役職
連絡先 (TEL)

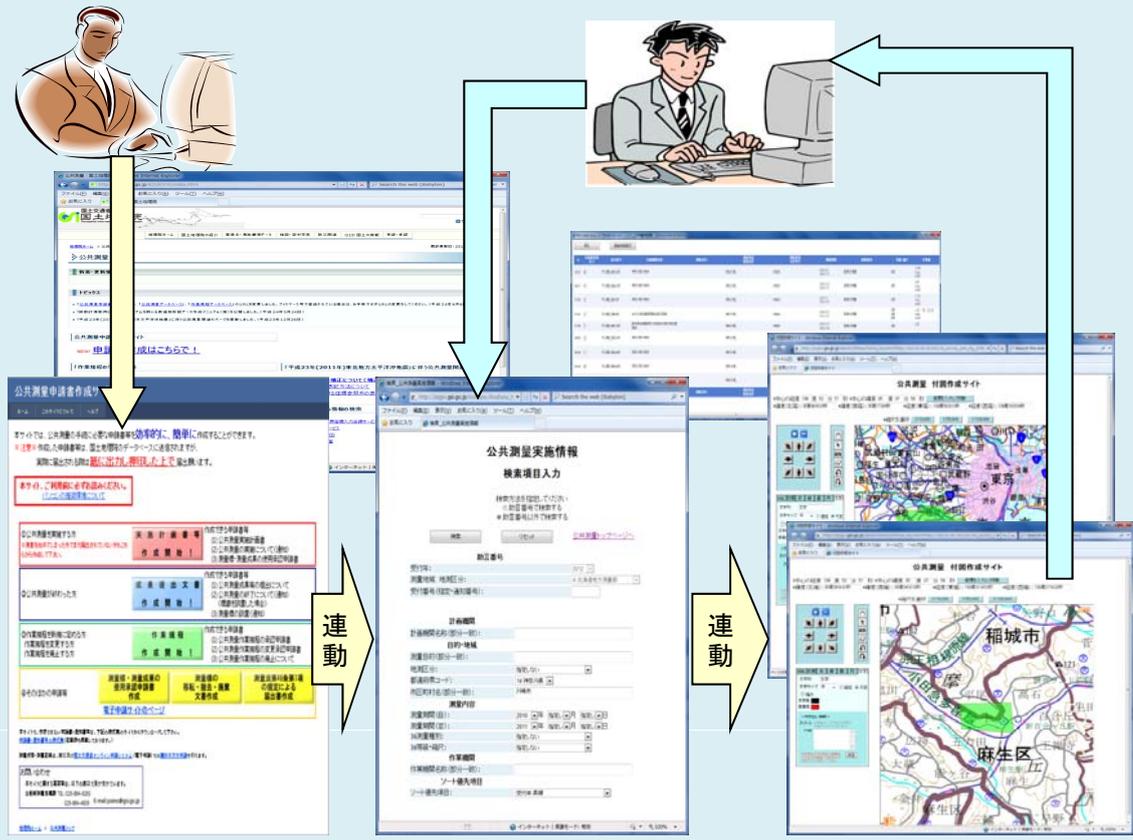
国土地理院 企画部 測量指導課 課長補佐
029-864-1111 (内線：3232)

施策名 基本測量及び公共測量の実施情報の提供

基本計画 4. (3) ②
 該当箇所 各種計画との連携

基本測量においては、各地方測量部等における当該年度の事業計画及び実施地域をインターネットで提供している。また、公共測量においては、年度毎に実施された測量の種類、地域、作業量を取りまとめインターネットで提供している。

施策概要
 (背景・目的)



施策目標 基本測量及び公共測量の実施地域や期間についてインターネットにより適時の情報提供を行う。

工程表 (各年度の取り組み)

- H24 基本測量及び公共測量の実施地域や期間について、申請システムとの連携を図ることにより、適時の情報提供の実現及び周知
- H25 基本測量及び公共測量の実施地域や期間についての情報提供及び周知
- H26
- H27
- H28

施策の効果 本施策にて測量の重複を排除するとともに、適正な公共測量行政が推進できる。

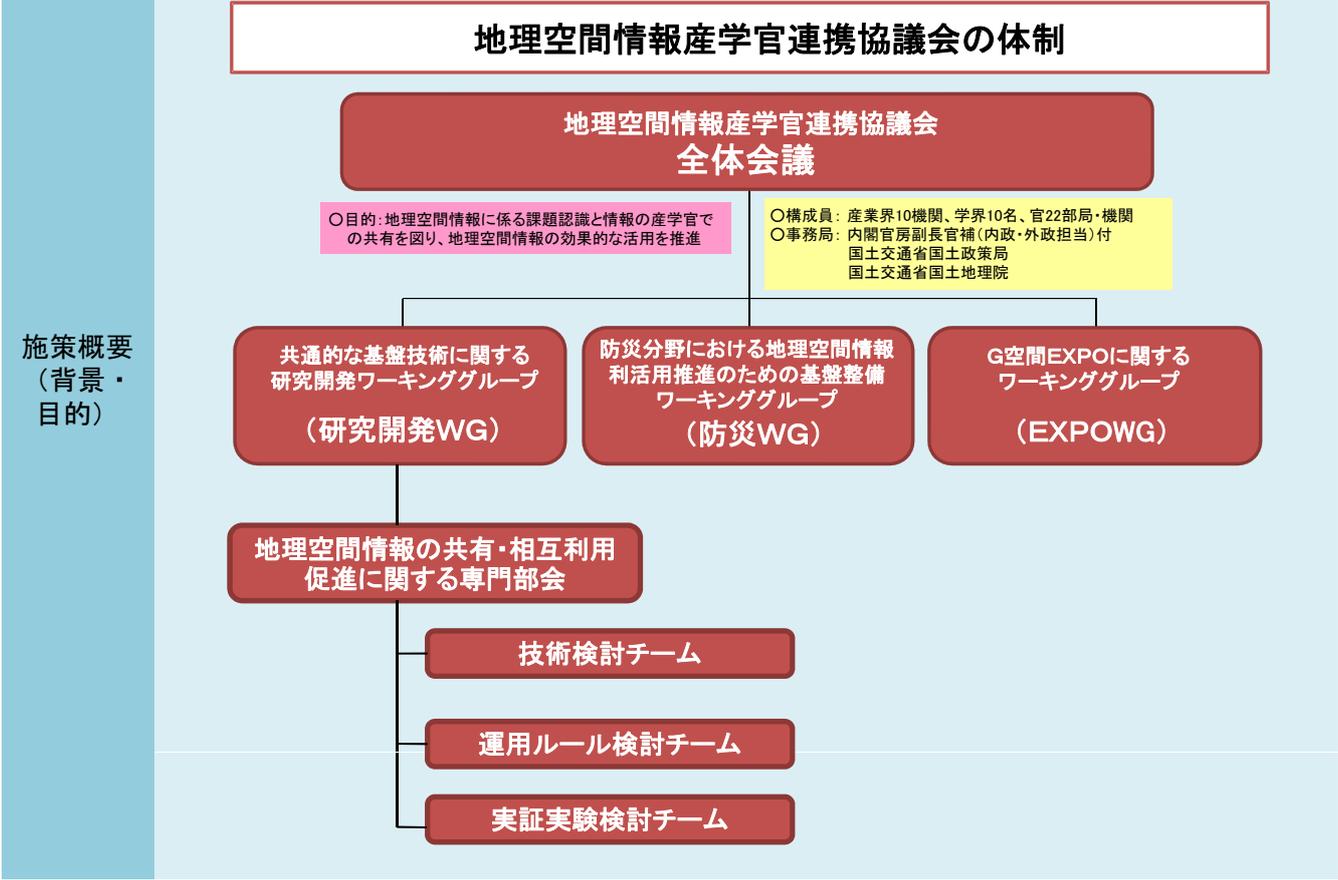
施策の成果の公表
 基本測量 <http://www.gsi.go.jp/LOCAL/index.html>
 公共測量 http://psgsv.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx

担当府省 国土交通省
 所属・役職 国土地理院 企画部 測量指導課 課長補佐
 連絡先 (TEL) 029-864-1111 (内線：3232)

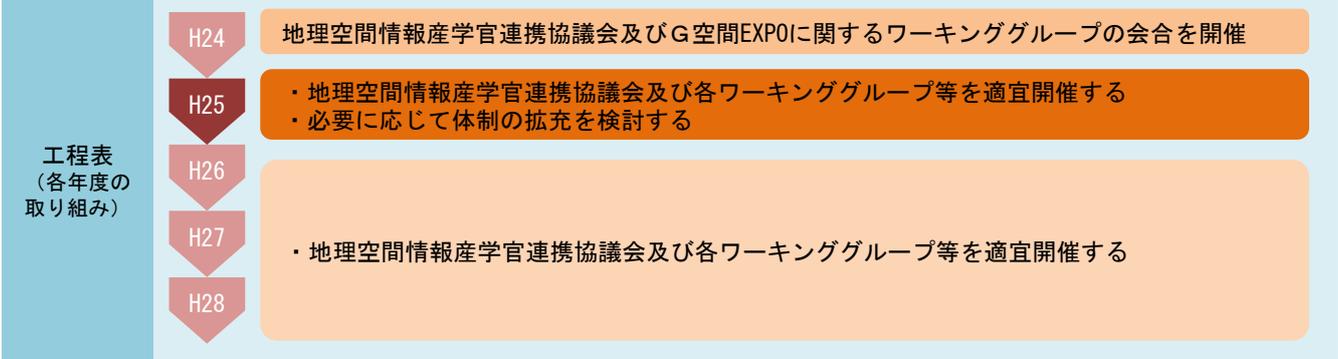
施策名 地理空間情報産学官連携協議会の開催

基本計画 4. (3) ③ 各種計画との連携

地理空間情報に係る課題認識と情報の産学官の間での共有を図り、もって、地理空間情報の効果的な活用を推進することを目的として「地理空間情報産学官連携協議会」を設置している。



施策目標 産学官の関係者・有識者の連携、地理空間情報の相互活用体制の確立等に取り組む。



施策の効果 社会の様々な分野のニーズを捉えた施策の実施により、各種技術開発や多様なサービスへの展開が期待される。

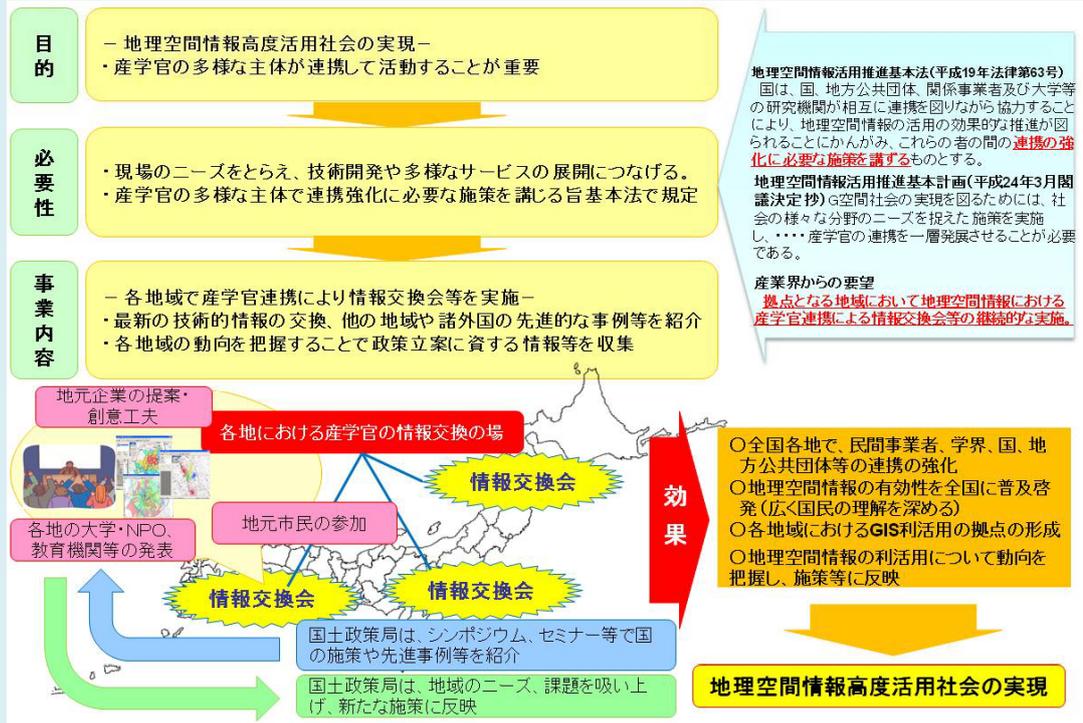
施策の成果の公表 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gis-sangakukan/index.html>

担当府省 推進会議 所属・役職 内閣官房 副長官補室 主査 連絡先 (TEL) 03-5253-2111 (内線：82448)

施策名	地方における産学官の連携	
基本計画該当箇所	4. (3) ③	各種計画との連携

地理空間情報高度活用社会の実現を図るためには、社会のニーズをとらえた施策を実施し、技術開発や多様なサービスの展開を実現すること等が重要であり、産学官の連携が必要となっているため、国は、地域において、大学や民間企業が連携した活動を推進する必要がある。
 このため、地方公共団体、大学や民間企業等と連携したセミナー・意見交換会等の開催し、連携を図るための検討を行う。

施策概要
(背景・目的)



施策目標	地方ブロックで、国と地方公共団体、大学や民間企業等と連携を図り、意見交換会等を開催する。	
------	--	--

工程表 (各年度の 取り組み)	H24	地方ブロック単位でセミナー・意見交換会等を開催する。	平成24年度で終了

施策の効果	地方において地理空間情報に関して産学官が連携をとることで、全国において地理空間情報高度活用社会の実現を図られる。
-------	--

施策の成果の公表	無
----------	---

担当府省	国土交通省	所属・役職 連絡先 (TEL)	国土政策局 国土情報課 活用推進係長 03-5253-8111 (内線：29844)
------	-------	--------------------	---

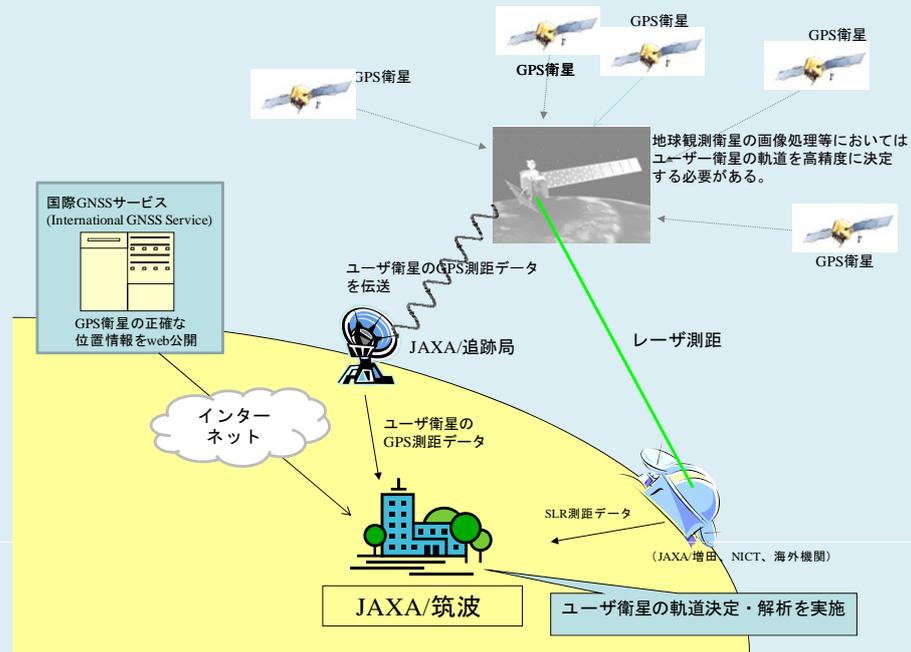
施策名 衛星測位を利用した人工衛星等の高精度軌道決定等

基本計画
該当箇所 4. (4)

各種計画
との連携 宇宙基本計画

施策概要
(背景・目的)

人工衛星の軌道を計測し、その位置を正確に決定することは、衛星からの画像を正確に再現するのに不可欠な技術である。
 具体的な方法は以下のとおりである。
 ✓人工衛星がGPS受信機を搭載し、GPS衛星からの信号をJAXA/追跡局で受信し、その受信データをJAXA/筑波の高精度軌道決定システムへ伝送する。
 ✓国際衛星測位サービス(International GNSS Service)から取得されるGPS衛星の正確な位置情報を基準として、上記GPS信号データを処理することにより、人工衛星の正確な位置を高精度に決定する。
 ✓また、衛星レーザー測距の測定結果を処理することにより、更に軌道決定の精度を上げられる。
 本施策では、この軌道決定精度の向上を図っている。本手法を用いる人工衛星として、ALOS-2[陸域観測技術衛星「だいち2号」]等がある。



施策目標

平成18年に打上げられた陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)に続き、平成25年度以降の打上予定の周回衛星(ALOS-2等)においても、衛星測位を利用した高精度軌道決定及び精度向上のための研究を実施する。

工程表
(各年度の
取り組み)

H24	精密軌道決定手法・アルゴリズムの研究、ALOS-2精密軌道決定手法のシステムへの反映
H25	精密軌道決定手法・アルゴリズムの研究 ALOS-2打上げ後：精密軌道決定を開始
H26	精密軌道決定手法・アルゴリズムの研究 ALOS-2精密軌道決定の運用
H27	精密軌道決定手法・アルゴリズムの研究 ALOS-2精密軌道決定の運用、将来衛星向け精度向上、機能拡張
H28	精密軌道決定手法・アルゴリズムの研究 ALOS-2精密軌道決定の運用、将来衛星向け精度向上、機能拡張

施策の
効果

ALOS-2の地球観測データに対して、いつ・どこで撮像された情報であるか付加価値を持たせる事が可能となる。ALOS-2の地球観測、災害把握を通して間接的に国民生活に貢献できる。

施策の成果
の公表

ALOS-2プロジェクトの外部発表に合わせて実施予定

担当府省

文部科学省

所属・役職
連絡先 (TEL)

研究開発局 宇宙開発利用課 専門職
03-6734-4148 (内線：4483)